様式第11号（第21条関係）

岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金

事業収益状況報告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

住　所

氏　名

連絡先 　　　　　　　　　　　　（※）

（法人等にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和　年　月　日　岡崎市指令　第　　　号で交付決定を受けた岡崎市地域経済循環創造事業費（歴史的風致形成建造物活用事業）補助金について、要綱第21条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　事業収益状況

　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金確定額（Ａ） | 補助金事業に係る本年度収益額（Ｂ） | 控除額（Ｃ） | 本年度までの補助金事業に係る支出額（Ｄ） | 基準納付額（Ｅ） | 前年度までの補助金事業に係る市への累積納付額（Ｆ） | 本年度納付額（Ｇ） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注意１）　「補助金事業に係る本年度収益額：（Ｂ）」とは、補助金事業の実施結果の事業による総収入額から総収入を得るに要した額

を差し引いた額の合計額をいう。「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、

光熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。なお、（Ｂ）が０又はマイナスの

場合には、（Ｃ）、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｇ）の項目については記載しないこと。

（注意２）　「控除額：（Ｃ）」とは、補助金事業に要した経費のうち、補助対象者が自己負担によって支出した額（補助金事業に要した経費―補助金確定額）をいう。なお、補助金事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助金事業年度終了より前年度までの補助金事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額―前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助金事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除を０とする。

（注意３）　「本年度までの補助金事業に係る支出額：（Ｄ）」とは、補助金事業に要した経費及び補助金事業年度終了以降に追加的に要

した補助金事業に係る経費の合計額をいう。

（注意４）　「基準納付額：（Ｅ）」＝（（Ｂ）－（Ｃ））（Ａ）／（Ｄ）

（注意５）　「前年度までの補助金事業に係る市への累計納付額：（Ｆ）」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付

金の合計額をいう。

（注意６）　「本年度納付額：（Ｇ）」とは、「基準納付額：（Ｅ）」と「累積納付額：（Ｆ）」の合計額が「補助金確定額：（Ａ）」を超えな

い場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：（Ｅ）」と「累積納付額：（Ｆ）」の合計額が「補助金確

定額：（Ａ）」を超える場合には、「補助金確定額：（Ａ）」から「累積納付額：（Ｆ）」を差し引いた残額が本年度納付額となる。

（Ａ）＞（Ｅ）＋（Ｆ）ならば（Ｇ）＝（Ｅ）、（Ａ）≦（Ｅ）＋（Ｆ）ならば（Ｇ）＝（Ａ）－（Ｆ））

（注意７）　「補助金事業に係る本年度の収益額：（Ｂ）」の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

（注意８）　要綱第21条第３項ただし書に該当する場合は、備考欄にその内容を記載するとともに、根拠が確認できる資料を添付する

こと。